

Title	小泉政権下における金融行政の政治学（三・完）
Author(s)	上川, 龍之進
Citation	阪大法学. 58(1) P.59-P.85
Issue Date	2008-05
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/55354
DOI	10.18910/55354
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

小泉政権下における金融行政の政治学（三・完）

上 川 龍之進

- 第一章 はじめに
- 第二章 柳澤金融担当大臣の金融行政
 - 第一節 柳澤再任
 - 第二節 マイカル破綻
 - 第三節 特別検査
 - 第四節 金融庁長官人事
 - 第五節 バイオフ解禁論争
 - 第六節 柳澤更迭
- 第三章 竹中金融担当大臣の金融行政
 - 第一節 「金融再生プログラム」の策定
 - 第二節 りそな銀行への公的資金注入（以上、五七巻五号）
 - 第三節 「三割ルール」の適用
 - 第四節 足利銀行への公的資金注入
 - 第五節 UFJ・東京三菱経営統合
- 第四章 分析

第一節 柳澤伯夫金融担当大臣（以上、五七卷六号）

第二節 竹中平蔵金融担当大臣

第三節 森昭治金融厅长官

第四節 金融庁監督局のキャリア官僚

第五節 金融庁検査局のノンキャリア官僚

第五章 おわりに（以上、本号）

第四章 分析

第二節 竹中平蔵金融担当大臣

次に本節では、竹中が金融行政を転換するのに成功した、その要因をまず検討し、それから、竹中の行動原理について、筆者なりの解釈を示すことにする。

柳澤とは対照的に竹中は、金融担当大臣就任当初から、大手銀行の資産査定を厳格に行い、引当金を積み増しさせ、その結果、自己資本が不足する銀行には公的資金を注入する方針を明確に打ち出していた。そのため大手銀行は、なりふり構わぬ増資を行い、不良債権処理を加速させた。しかし、この竹中の方針には、金融庁の官僚や与党の政治家の間で強い反対があった。そこで竹中がこうした反対をどのようにして封じ込めることができたのか、まずはその理由を見ておこう。

（一） 竹中金融担当大臣の成功要因

① 反対勢力の封じ込め

第一に、それまで柳澤の下で、銀行が大口取引先債権について甘い査定を行うことを容認し、公的資金の再注入

は必要ないとしていた金融庁の官僚をpushさせ込む必要が竹中にはあった。

けれども、一般的に言えば大臣は、政策立案においても、情報収集においても、官僚に多くを委ねざるを得ないのが現実である。そこで竹中は、当初は竹中に非協力的であった金融庁の官僚にかわるプレーンを活用することにした。政策立案においては、金融相就任以前に、大臣補佐官の岸博幸ら信頼できる側近を集め、「竹中三原則」をまとめており、金融相就任後には、木村剛ら民間人を中心に、いわゆる「竹中チーム」を結成し、「金融再生プログラム」を作成した。また、情報収集においても、金融界に独自の情報網を張り巡らしていた岸博幸の存在が重要であった。岸の情報網のおかげで竹中は、新日本監査法人がりそなの繰り延べ税金資産を三年分しか認めないという情報をいち早くつかみ、その方針を変えないよう新日本監査法人に手を回すことができた。

さらに竹中は、金融庁の中でも監督局をpushさせ込み、検査局を味方につけようとした。竹中は就任早々、「検査はきちんとやっている」と公言することで、暗に監督局の不良債権問題解決への消極姿勢を責めていた。¹⁾ 後述するように、もともと検査局は、銀行に対して厳格な検査を行うという「政策志向」を有していた。その後、竹中はりそなへの公的資金注入によって、検査局が厳格な検査を行うならば、その結果を握りつぶすことなく、金融危機を引き起こすことのないよう、しっかりと対処することを示した。これにより勢いづいた検査局は、銀行に対して厳格な検査を進めていくことになる。

そのうえ竹中は、二〇〇二年には検査局長の五味廣文を監督局長に就任させ、二〇〇四年には五味を金融庁長官に、五味の後任の検査局長だった佐藤隆文を監督局長に就任させている。こうした人事も検査局の影響力を強めた一因だと考えられる。²⁾

このことが功を奏したことは、足利銀行とUFJ銀行の例を見れば明らかである。二行の事例とも、検査局が厳

格な資産査定を行ったことが始まりであった。

第二に、与党の政治家との関係である。当初、与党の政治家の多くは、竹中の「ハード・ランディング路線」に猛烈に反発した。それでも竹中が、かなりの妥協を強いられたとはいえ、不良債権処理の加速策を進めることができたのは、小泉首相のバックアップがあったからに他ならない。³⁾

もちろん、竹中自身も与党の支持を得るための方策を練っていた。その典型例が、大手銀行には不良債権の半減という数値目標を設定し、その実行を迫る一方で、大手銀行よりも政治家との関係がより密接だと考えられる地域金融機関については、数値目標を設定しないという「二重基準」をとったことである。また、大手銀行、地域金融機関ともに、与党の支持基盤である中小企業に対しては積極的に融資を行うよう、それを後押しする姿勢をとったことにも同様の意味があったと考えられる。

このようにして竹中は、金融庁の官僚や与党の政治家の反対にもかかわらず、不良債権処理を加速化することができた。しかし、金融庁の官僚や与党の政治家の言いなりにならなかったのは、先に見たとおり、柳澤も同じであった。

けれども柳澤は、すでに論じたように、自らの意思で不良債権の抜本処理ではなく、漸進的処理を継続することを選択していた。そこで次に、柳澤と竹中の違いについて指摘しておきたい。

② 柳澤との違い

竹中は柳澤と何が違ったために、大手銀行に不良債権処理を加速化させることができたのか。第一に、柳澤との決定的な違いは、公的資金注入への態度である。柳澤は一九九九年に金融再生委員長として公的資金を注入し、これで金融システムは再生し、公的資金を二度と注入することはないと公言していた。⁴⁾ そのために、この過去に縛ら

れて、公的資金の再注入を否定し続けざるを得なかった。それに対し竹中は、過去に縛られることがなく、公的資金を再注入して銀行経営陣の責任を追及する姿勢を明確に打ち出すことができた。そしてそれゆえに、大手銀行の経営者は、なりふり構わぬ増資を行って、不良債権処理を加速化させたのである。

第二に、柳澤と比較して最も特徴的なのは、柳澤が公的資金を投入しないことに最後まで固執したがゆえに、頑迷な政策対応に陥ったのに対し、「市場原理主義者」と称されることの多い竹中が、不良債権処理の加速化という大目標のためには、多くの妥協を行い、また不透明な裁量を多用するなど、非常に柔軟な姿勢で金融行政に当たっていることである。そしてその際には、マクロ経済や地方経済への配慮が見られた。この「現実主義」的な対応のゆえに、金融危機や経済危機を引き起こすことなしに不良債権処理を急速に進めることができたと考えられる。

具体例としては、第一に、実現しなかったものの税効果会計の変更を行おうとしたことや、二〇〇三年八月には、公的資金を注入されている一五行に対して、これまで用いられることがなかった「三割ルール」を適用して業務改善命令を発動するなど、行政の一貫性などまったく気にせず従来の方針を転換して、銀行に不良債権処理を進めるよう追い詰めたことである。第二に、大手銀行と中小の地域金融機関とで「二重基準」をとったり、中小企業に対して積極的に融資を行うように指導したりして、地方経済や中小企業の経営に配慮を示しながら、不良債権処理を進めさせたことである。第三に、しかし、その一方で、足利銀行については大手銀行と同様の基準で資産査定を行い、債務超過と認定して破綻処理したことである。第四に、りそなについては、「ある金融関係者」を通じて、ひそかに「取引」を行い、資産超過と判定した監査法人の判断をそのまま認め、株主責任をとらせずに公的資金を注入したこと、その結果として株価の急回復をもたらしたことである。第五に、UFJについても、監査法人に対して「ある金融関係者」を使って圧力をかけたことである。第六に、UFJに刑事告発の可能性をちらつかせるこ

とで、経営陣の人事に介入したり、三菱東京との経営統合に追い込んでいたりしたこと、しかしながら実際には、大口取引先の処理と金融システムの安定を優先して、刑事告発をなかなか実行しなかったことである。

こうしたことが、結果的に、経済危機や金融危機を引き起こすことなく、不良債権処理の半減目標を実現するのに大きく寄与したことは、これまでの本稿の論述から明らかであろう。しかし、こうしたことは、本来、ルールに基づく事後監視行政という金融庁の方針とは矛盾するはずである。とりわけ問題だと思われるのは、監査法人に圧力をかけ、自らの意に沿うような決算を出させていることである。

もちろん竹中を擁護する立場からは、例えば、りそなの場合、りそなや金融庁の官僚により、監査法人の意向が覆されるのを防いだのであって、監査法人の独立性を守るためにはそれが必要であったと主張されるであろう。

しかしながら、このことについては田岡良一が、大津事件に関して主張したこと、すなわち、大審院長の児島惟謙が政府の介入に屈しないよう他の裁判官を説得した行為に対し、一般的には、そのことが司法の独立性を守ったと評価されるけれども、これは個々の裁判官の独立性を侵害したことになると指摘したことと同様のことが、指摘できるであろう。すなわち竹中は、銀行や金融庁の官僚（関係者）から監査法人の独立性を守るという名目で、監査法人の決定に介入しているのである。例えば、りそなの場合、繰り延べ税金資産を四年分以上認めて、りそなの公的資金注入を不可能にした場合には、将来、責任を問われる恐れがあると、「ある金融関係者」が釘を刺している。つまり竹中に対しては、新日本監査法人は独立性を持ってはいなかった。そしてこのことにより、りそなについては、株主責任を問わない形での公的資金注入が実現された。UFJの場合も、「ある金融関係者」がUFJを担当していた中央青山監査法人に対して、厳格な監査を行うよう釘を刺したという。要するに竹中は、監査法人の独立性を守るという名目の下、結果的には自らの意に沿った監査を行うように（おそらくそれは、客観的に見て

も適切な監査であったと思われるが）、監査法人に圧力をかけていたことになる。

「市場原理主義者」であり「コンプライアンスに厳しい」と評されることの多い竹中が、なぜ、このような「現実主義」的な対応をとったのであろうか。次に、竹中の行動原理について検討を行うことにする。

（二） 竹中金融担当大臣の行動原理

一般に政治家は、政策形成に際しては、自らの政治的な目的を優先させるため、一貫性を欠いた機会主義（日和見主義）的な対応をとりがちである。例えば、財政緊縮政策が世論の支持を得ている時には、財政緊縮政策を進めるものの、それにより景気が悪化し、そのことへの不満が高まれば、財政拡張論者に転向するという具合にである。それに対して経済学者は一般に、自らが信奉する学説・理論に忠実であるため、政策の形成に携わった場合には、その理論から導かれる政策が現実には不適合なように見えても、頑迷で原理主義的な対応をとりがちだと考えられる。ケインジアンは財政赤字が深刻化しても、不況になれば財政支出の拡大を求めるであろうし、「小さな政府」の信奉者は、財政緊縮の結果、景気が悪化してもそれを認めず、さらなる緊縮政策を求める傾向にある。

ところが政治家の柳澤は、政界・経済界で公的資金の投入を求める声が圧倒的であったにもかかわらず、それ到最后まで反対するという頑迷な態度をとった。その一方で経済学者の竹中は、迅速な不良債権処理のためには何でもあるの柔軟な姿勢で金融行政を進めていった。この逆説は、いかにして生じたのであろうか。

柳澤については、「政策通」として一貫した立場をとることが、彼の政治的な目的である党内での影響力の増大につながることをすでに説明した。そして竹中についても柳澤と同じく、「地位の保全」という目的を追求していたと仮定することで、その行動を説明することができる。

通常、非議員（いわゆる民間人）の大臣には、元官僚などの経歴を持ち、政治的リーダーシップを期待されるの

ではなく行政の専門家として、大臣の職務をつつがなくなすことが期待されるケースと、内閣のイメージアップのために、たんなるお飾りとして起用されるケースがある。いずれの場合も、当の民間出身大臣には政治的野心はそれほどなく、内閣の方針に従い、担当省庁の官僚の意向に沿う形で、大過なく職務を遂行するのが普通である。

ところが竹中の場合、テレビなどでも活躍していたことから、内閣の広告塔という役割も担っていたものの、政策の専門家として、経済政策にはそれほど知識も関心もない小泉から、より大きな権限を任されていた。経済財政諮問会議を統括する経済財政政策担当大臣として、マクロ経済政策の実質的な決定者としての役割を担うことが求められたのである。

そして竹中自身、これまでの民間出身の大臣とは異なり、より主体的に政策を策定する役割を望んでいた。竹中は、アメリカに留学した際、経済学者が実際の政策形成に参加している姿を見て、日本の政策決定プロセスにも経済学者が関与し、経済学で常識となっている考え方や処方箋を政策に取り入れて実現することが必要であると考えるようになった。さらに自らが、政策形成に参加したいという気持ちを持つようにもなっていたという。⁽⁶⁾ 実際には、小淵恵三内閣が首相直属の八条機関として設置した経済戦略会議の委員に就任し、政策提言を取りまとめている。森喜朗内閣でもIT戦略会議の委員に就任、森の政策ブレイン集団「タスクフォース」の主要メンバーにもなり、国会での所信表明演説の草稿作りや、ダボス会議での講演原稿作りにも携わるようになっていた。⁽⁷⁾

小泉内閣では、小泉に口説かれて、経済財政政策担当大臣に就任、さらに二〇〇二年九月の内閣改造では、更迭された柳澤の後任として金融担当大臣も兼任した。しかし与党からは、国会議員でもない経済学者の竹中が重要ポストに任命され、中小企業の淘汰につながりかねない不良債権の抜本処理に乗り出したことに対し、非難が集中した。

もともと小泉政権は、自民党内での支持基盤が弱かった。そのため、世論の支持が離れば、小泉首相が退陣に追い込まれる可能性は高く、その場合、小泉首相からの支持のみによって大臣に就任していた竹中も当然、政策決定の場から追放されることになるであろう。また、ほぼ唯一とも言える支持者であった小泉からの信任を失っても、同じ結果が待ち受けている。それゆえ、自らの理想とする政策を実現するためにも竹中は、小泉政権を長期化させ、かつ、小泉からの信任を維持することで、自らの地位を守らなければならず、そのために、短期間で政策実績をあげる必要に迫られていた。

竹中が、短期的に成果をあげなければ自らの地位が危ういという強い危機意識を常に抱いていたことは、次の例からも明らかであろう。第一に、二〇〇一年に景気の悪化に直面して、第二次補正予算の必要性に言及したものの、小泉が難色を示すとそれを撤回し、そのかわりに新型国債の発行やデノミの実施などの「奇手」を打ち上げたため、保守党の野田毅党首から、「竹中氏は良い知恵はないかと、のたうち回っている。無理を承知で言っているのだから。経済政策の王道を歩むべきだ」と酷評されたことが挙げられる。第二に、二〇〇三年に株価の急落に直面した際には、ETF（株価指数に連動する投資信託）の購入を閣僚に呼びかけ、記者に対してもETFについて「買います。絶対儲かります」などと不用意な発言をしてしまい、民主党などから厳しく追及されたことが挙げられる⁽⁹⁾。それゆえに竹中は、不良債権の半減という目に見える政策実績を短期間のうちに実現するためには、彼自身の信条とは異なるかもしれない多くの妥協を行い、不透明な裁量的な手法をもあえてとるといふ、非常に現実主義的な対応をとった。また、経済財政政策担当大臣を兼任していたため、マクロ経済の改善という成果もあげなければならなかった。そのため、マクロ経済や地方経済に対しても配慮しなければならず、やはり現実主義的な対応をとらざるを得なかった。

要するに、「政策通」として自民党内で影響力を高めていた柳澤と、「政策プロモーター」として政策決定に参与することを求めていた竹中とは、通常、政治家と経済学者がとると考えられる行動とは、それぞれ逆の行動をとった。柳澤は、自らの「政策通」としての評判を守るために、自らの主義主張に間違いがないと主張し続けなければならず、大臣の職を捨てても公的資金の注入に反対するという、硬直的な姿勢をとった。一方、竹中は、自らの政治的実績を目に見える形で早急に示す必要があったため、大目的のためには政治的に妥協を行うことも厭わず、さらに不明瞭な裁量も駆使するなど、何でもありの柔軟な姿勢をとることで、不良債権処理の加速化に成功したのである。

第三節 森昭治金融庁長官

森金融庁長官についても、「地位の保全」という目的から、その政策行動を説明することが可能である。

森は、主として国際金融部門でキャリアを積み、東京国税局長を務めた後、退官した。ところが、一九九八年秋に金融再生委員会の事務局長就任が急遽決まった。これは、国内金融行政を担当してきた官僚たちが次々と過剰接待で処分されたためであった¹⁰。さらに森は、二〇〇一年からは柳澤によって、事務次官級ポストである金融庁長官に起用された。そして柳澤は、小泉首相や竹中経財相から、森を更迭するよう求められても、それに抵抗した。森の地位は柳澤あってこそのものであった。そのため森にとっては、銀行への公的資金再注入を否定し、銀行の収益の範囲内で不良債権処理を漸進的に進めていくという「柳澤路線」に忠実に従うことが、柳澤の地位の保全につながり、ひいては自らの地位の保全につながることであった。

さらに森は、金融庁長官退任後も金融庁顧問として残り、金融庁内に隠然たる影響力を保持することで、「柳澤

路線」の継続を図った。柳澤更迭後も、「竹中プラン」を骨抜きにして「柳澤路線」を守るべく、金融庁の官僚に目を光らせていた。

しかし、りそなグループへの公的資金注入によって「柳澤路線」が否定され、森自身も、金融庁から離れることとなった。

第四節 金融庁監督局のキャリア官僚

本稿が提示した第三のバズルは、従来、専門性が高く、政治家ではなく官僚の影響力が強い政策領域だと考えられてきた金融行政において、大臣の交代により、なぜ急激な政策転換がなされたのかというものであった。このバズルを解くために、キャリア官僚中心の監督局と、ノンキャリア官僚中心の検査局の行動原理について、検討していく。

筆者はかつて、大蔵官僚について、究極的には組織の存続を最優先の目的として行動するという仮定をおいて分析を進めた⁽¹¹⁾。この仮定が成り立つためには、加藤淳子が大蔵省について指摘した、次のような条件が必要となる。すなわち、「大蔵省の内部組織が、その政策目的を一貫して追求する合理的行動を促進するために適した環境を提供していること」、詳しく言えば、「どれだけ省庁のために働いたかが、収入・昇進等の個人の利益の達成に、影響を与えるようなシステムが目指されて」おり、「収入、昇進、将来にわたっての職の確保などに関わる、官僚個人の利益」が、「帰属省庁に強く依存するような組織化がなされている」ことが必要となる⁽¹²⁾。こうしたシステムがあるからこそ、個々の官僚は、組織利益（省益）の追求のために尽力することで、自身の出世や、退官後の天下り先の好待遇を得ることが可能になると考え、一見自己犠牲とも思えるほどの献身を尽くすことになる。

このため官僚組織が、人事面において政治から自律的であり、組織内において加藤が指摘するようなシステムが確立されている場合、個々の官僚は、大臣をはじめとする政治家の命令やその意向に反してでも、組織の利益を守ろうとする動機を持つ。そのことにより、組織内での出世や天下り先での好待遇が保証されるからである。

そして実際に日本では、政治家の省庁人事への介入や天下りの斡旋は、非常に例外的な場合に限られ、省庁内での人事や天下りの斡旋は、ほとんどの場合、各省庁の大臣官房によって行われている⁽¹³⁾。そのため官僚は、組織の目標や利益を最優先とし、個々の官僚が組織利益のために大臣の命令に抗うこと、また、政策などに関する重要な情報を大臣や与党政治家に伝えることなく隠蔽して、組織利益を追求することが可能になる。

例えば、一九八七年度予算の編成において、吉野良彦大蔵事務次官は、宮澤喜一蔵相がマイナス・シーリングの撤廃を要求したにもかかわらず、これを拒否し続けた。この時、吉野は辞表の提出も覚悟していたという⁽¹⁴⁾。この場合、個人的利益のみを考えれば大臣に従う方が好ましいと考えられる。しかし、大臣の要求に抵抗し、緊縮予算を継続することに成功したことで、吉野の省内での威信・評判はさらに上がり、大蔵省退官後も実力者としての地位を揺るぎないものにしたと考えられる⁽¹⁵⁾。

また、元大蔵官僚の山本幸三は、「大蔵OBで最も尊敬を集めているのは森永貞一郎「故人」さん。森永さんが事務次官だった時、当時の大蔵大臣が森永さんにある職員を局長に任命しろ、と命じたことがあった。だが森永さんは、自分の身の危険を顧みずそれを断った。それ以来、政治家から大蔵省を守る場面が来る度に、職員は森永さんを尊敬するんだ」と証言している。ハーチャーは、「この尊敬の気持ちだが、森永氏を日本銀行総裁にまで押し上げたことは間違いない」と記している⁽¹⁶⁾。

このように大蔵省では、個々の官僚が組織利益のために大臣の命令に抗うこと、また、筆者が一九九〇年代の金

融行政の事例から明らかにしたように、大臣に対して重要な政策課題に関する情報（筆者の用いた事例では、不良債権問題の深刻さ）を隠蔽して、組織利益を追求する（筆者の用いた事例では、公的資金の投入を封じること、組織の行政責任が追及されることを回避する）ことが実際に行われていた。¹⁷

それでは金融庁では、こうした人事管理システムが確立していたであろうか。

金融庁は、一九九八年に設置された金融監督庁と大蔵省金融企画局とが二〇〇〇年七月に統合されて発足した、きわめて新しい組織である。そのため、金融庁プロパーの官僚はまだ入省間もなく、その人員の九割方は、財務省（旧大蔵省）出身者で占められている。それゆえ、個々の官僚が、金融庁という組織に愛着を持ち、忠誠を誓うという段階には、まだ至っていないと考えられる。

なお、財政と金融の分離を確保するため、部長以上の職員については財務省には戻らないという「ノーリターン・ルール」が課されている。一方、課長以下のクラスでは、財務省の官僚が多く出向しており、任期を務めれば財務省に戻るという人事交流が盛んに行われている。

通常、このような新設の組織は、その母体となる組織の影響下におかれると考えられる。けれども、財政と金融の分離の観点から、財務省が金融庁に影響力を及ぼすことには、政治家やメディアの警戒心が強かった。そのため財務省も、金融庁に対して影響力を行使していると見られるような行動は自制せざるを得なかった。

しかも決定的なのは、金融庁では組織としての人事管理システムが、まだ整備されてはおらず、キャリア・パス（昇進経路）も確立されていないということである。そのため、人事への政治的介入がなされやすいのが特徴である。特にトップの金融庁長官については、金融庁が内閣府の外局であるため、総理大臣が人事権を握っている。ただ実際には、金融担当大臣が総理大臣に長官候補者を推薦し、総理大臣がそれを承認するというのが通常である。

そして先述のとおり、森長官と高木長官の長官就任は、柳澤金融担当大臣主導の人事であった。

金融庁は、設置されてから間もない組織であるため人材が不足しており、庁のトップである金融庁長官に就く人材の提供までも財務省に求め、財務省は原口を転出させた。ところが柳澤は、原口が柳澤の金融行政に批判的であったため退任させ、自らに忠実な高木を長官に就任させた。通常の省庁であれば、トップの人事に大臣の介入があれば、官僚たちの反発を招くのは必至で、大騒動となっていたであろう。けれども、明確なキャリア・パスが確立しておらず、トップ候補が一年ほど前に着任したばかりという状況では、官僚の反発は顕在化しなかった。そもそも金融庁長官は、内閣総理大臣が任命することになっており、初代金融庁長官は検察出身の日野正晴が務めるなど、金融庁出身者（もしくは財務省出身者）が長官になることすら確定的ではなかった。組織内の人材不足と人事管理システムの未整備（キャリア・パスの未確立）が、トップ人事への政治介入を容易にしていたのである¹⁸。

また、トップの人事に限らず庁内全般の人事についても、大臣および長官の政治的な意向が大きく影響していたようである。先述したとおり小野展克によると、森長官は、公的資金の再注入を求めるなど、柳澤・森の路線に疑問を差し挟む言動を行う官僚たちを次々と左遷していたという。「柳澤路線」を堅持するために、人事権をフルに発揮した組織固めを行っていたのである。さらに、長官を退任した後も顧問として金融庁に残っており、「人事権」は依然として森が握っていると考える官僚たちも多かったという。

つまり、通常の省庁と違い、新しくできたばかりの金融庁では、官僚機構ではなく、柳澤金融担当大臣と森昭治金融庁長官という個人が、強力な人事権を持っていた。そして森自身は、柳澤のおかげで金融庁長官の地位を得ていた。それゆえ金融庁では、柳澤大臣個人の意向に従う官僚たちが、人事において優遇される仕組みができていたのである。

なお、ここで一九九〇年代における金融行政と、小泉政権下の金融行政の違いについて、強調しておかなければならないことがある。一九九七年以前において、ほとんどの政治家は、金融問題が極めて深刻な状態にあることを十分には認識していなかった。そのため、政治家は大蔵官僚に金融行政を委任しきっていた。そこで大蔵官僚たちは、政治家に対して金融問題の深刻さを隠蔽し、金融行政に政治家が介入しないようにしていた。ところが柳澤は（その後任の竹中も）、一九九〇年代の大蔵大臣とは大きく異なり、不良債権問題について知悉しており、そのうえでいかなる金融行政を行っていくか、その方針を明確に持っていた。それゆえに、官僚が自らにとって都合の良い政策を行うために、大臣を説得したり、必要な情報を隠蔽したりすることが極めて難しかった。

したがって、官僚が組織の存続を考えて、時の大臣の意向に反対することは極めて困難であった。そのため、不良債権の抜本処理を進めた方が組織の名声を高め、組織利益に適用と個々の官僚が考えたとしても、柳澤金融担当大臣の下では、個々の官僚が組織利益に適用方向に政策を転換させようとはしないだろう。そうすれば、自らの出世の道が閉ざされることになるからである。

したがって、監督局で中心となっているキャリア官僚たちの行動原理は次のようになると考えられる。

金融庁では、組織の利益が明確に自己の利益と一体化するという人事管理システムが確立していないため、官僚たちは組織の利益ではなく、個人の利益を追求することになる。それゆえ個々の官僚は、組織内での自己の地位の向上や、その保全、すなわち自らの出世を最優先にして行動すると考えられる。

よって、退官まで金融庁で務める幹部クラスの官僚たちは、人事権者の方針に従うことになる。柳澤大臣と森長官の下では、公的資金の再注入は行わず、銀行の収益力の範囲内で漸進的に不良債権処理を進めさせる「柳澤路線」を堅守する。また、柳澤が更迭され、竹中が金融担当大臣となった後も、多くの官僚は、竹中がどこまで金融

庁内で影響力を發揮できるかについては半信半疑であり、依然として森金融庁顧問が人事権を握っていると考えていたため、竹中には面従腹背の姿勢で臨んだ。

他方、一定の期間の後、本省へと戻る課長以下クラスの官僚たちも、同じく柳澤の方針に逆らうことはない。けれどもこれは、庁内での出世ということを考えてではなく、自らの金融庁での任期を大過なく務め上げて、本省へ戻ることを最優先としているからである。すなわち彼らは、金融庁内での地位の保全ではなく、本省での地位の保全を最優先にして、金融庁内では大手銀行の破綻処理といった厄介な問題に巻き込まれたくないと考え、穏便な形での金融行政を望むことになるのである。

ところが、りそなへの公的資金の注入で、金融行政の主導権を竹中が握ったことが明らかになり、森金融庁顧問も退任すると、官僚たちは竹中が人事権を握ったことを確信した。そのため彼らは、竹中の方針に従うようになる。もっとも、金融庁内で積極的に「竹中路線」に協力したのは、監督局よりもむしろ検査局であった。金融庁内では従来、キャリア官僚中心の監督局がノンキャリア官僚中心の検査局よりも上位にあった。ところが、足利銀行やUFJ銀行に対する厳格な検査や、その後の処理においては、銀行に厳しい対応をとることに積極的な検査局が主導し、監督局はそれに追随した。これは先述したように、竹中が就任当初から、「検査はきちんとやっている」と公言し、不良債権処理の加速化に消極的な監督局を暗に責め、検査局を味方につけようとしたことにもよる。

だが、より決定的だったのは、りそなグループへの公的資金注入の際に、監督局幹部が監査法人に間接的に圧力をかけたと思われるような会話の内容を記したメモが出回ったことであった。これ以降、監督局の官僚たちは、自己防衛の観点から、検査の内容に介入したと見られないようにするため、銀行相手はもろろんのこと、検査局に対しても、その報告に口を挟まないだけでなく、本音での意見交換まで控えるようになったという。²⁰⁾

つまり、監督局のキャリア官僚たちは、自らの地位の保全のため、竹中および検査局が進める銀行への強硬路線に従うこととなったのである。

第五節 金融庁検査局のノンキャリア官僚

それでは最後に、検査局で中心となっているノンキャリア官僚たちの行動原理について検討していこう。

ノンキャリア官僚は、キャリア官僚とは異なり、もともと昇進はそれほど見込めない。そのため、キャリア官僚ほど人事権者の意向に服従することはないと考えられる。他方、ストリート・レベルの官僚が、一般国民に対して権威的に振る舞い、権力を行使したがる傾向があると言われるように、検査官は金融機関に対して厳格な検査を行うことで、自らの権力の大きさを認識し、満足感を得ようとする傾向があると考えられる。もちろん厳格な検査を行うことで、彼らは仕事の熟練に対する自負心を満足させることができる。さらに、厳格な検査が日本経済の再生のために必要だという考えから、メディアや世論がそれを支持しているならば、検査官たちは、自らが社会や国民のためになる仕事をしていると認識でき、公共の利益に奉仕しているという満足感を得ることができる。こうした理由から検査局は、より厳格な検査を行う動機を持つ²¹⁾。よって、たとえ大臣や監督局が甘い検査を望んでいたとしても、検査局は厳しい検査を行いがちだと考えられる。

また、厳格な検査を行うおとする検査局の「政策志向」は、歴史的経緯によっても強化されたようである。『週刊ダイヤモンド』によると、もともと旧大蔵省時代から、幹部候補生として出世街道を突き進むキャリア官僚中心の監督部門と、長年かけて匠の業を伝承する職人たちの牙城である検査部門との間には、根深い溝があったという²²⁾。そのうえ一九九〇年代には、大蔵省が不良債権問題に迅速に対応できなかったのは、金融機関との癒着によって検

査が甘くなったからだという見方が広がり、それに対して検査の側には、「業界と癒着が激しいのはキャリアだ」、「現場を知らない監督が、検査結果をねじ曲げる」という思いがあったという。『週刊ダイヤモンド』によると、この積年の怨念が、金融庁になって検査が脚光を浴び、自信をつけたことで顔を出し、銀行の資産査定を徹底的に追及して厳格な査定を行い、時にはルールを突然変更したり、不透明な裁量を駆使したりして、銀行に強硬な姿勢を示すことにつながったのである。⁽²³⁾

実はこのことは、すでに金融監督庁時代にも指摘されていたことである。一九九八年に長銀は債務超過に陥っていると認定され、国有化された。この時、債務超過の検査結果を出すことに反対した大蔵省を押し切ったことで、検査部は高揚し、長銀に続いて日債銀も債務超過と認定したのである。⁽²⁴⁾

しかし、そうだからといって、厳格な検査を常に、思いどおりに行えるというわけではない。検査局はあくまで金融機関の資産査定を検査するのが仕事であり、その結果、行政としての対応が必要な場合、その対応を決定し、実施するのは監督局である。したがって、大臣や監督局が公的資金の注入を行わないことを決めているのに、銀行が債務超過に陥っているという検査結果を示しても、それは握りつぶされるであろう。また、いくら昇進をあまり期待していないからといって、さすがに大臣や長官の意向に真正面から反した行動をとった場合、左遷されるなど人事面での報復を受け、現在の地位にとどまることが危うくなるかもしれないとは考えられる。特に金融庁では、組織ではなく大臣や長官個人が人事権を握っていると考えられていた。そのため、厳しい検査を行うとしても、それは大臣や長官が許容する範囲内にとどまることを余儀なくされるであろう。検査局のノンキャリア官僚も、最終的には自らの地位の保全という目的によって、その行動が縛られるのである。

このことを、豪腕で知られた目黒謙一検査官の検査の足跡を見ることで、確認したい。目黒はすでに論じてきた

とおり、大手銀行に対して厳格な審査を行うことで、二〇〇三年にはみずほを一兆円増資に、二〇〇四年にはUFJを三菱東京との経営統合に、二〇〇五年には三井住友の西川善文社長を退任に追い込んだ検査官である。

二〇〇一年四月に、東京三菱銀行が突然、期初予想で一四〇〇億円の黒字から一五〇〇億円の連結赤字に決算を下方修正した⁽²⁵⁾。この時、東京三菱は、要注意先債権のうち、貸出先企業の信用力に見合った金利をとれていない場合は、金利を減免したりしていなくても、要管理先債権に分類することにし、それに加えて担保評価の厳格化も実施するなど、資産査定を厳格化した。この結果、要管理先債権が約一兆六〇〇億円と、一年前に比べて一兆三〇〇億円の増加となったのである⁽²⁶⁾。

この「東三ショック」について、ある東京三菱銀行役員は、「東三ショックなんかじゃないよ、目黒ショックだよ」と語ったという。目黒が検査で資産査定の甘さを徹底追及し、容赦なく引き当て不足を指摘した。そこで途中から、東京三菱自ら、「この際だから思い切って処理しよう」と、自主的に資産査定を厳格化したのが実情だったというのである⁽²⁷⁾。

また同時期、目黒はあさひ銀行に対しても、徹底した資産査定を行っていた。そのため、あさひは二〇〇一年三月に、期初予想で三〇〇億円の黒字から七八億円の赤字に決算を下方修正し、海外撤退を含むリストラ案の発表に追い込まれていた⁽²⁸⁾。

しかしながら、あさひに対しては、目黒にも躊躇が見られたという。あさひには不良債権を抜本処理して大幅赤字を出すという選択肢もあった。ところが金融庁関係者によると、あさひが水面下で目黒に諮ったところ「逆に腰を引いてしまった」という。そのため、結局は小幅赤字にとどまった。関係者によると、目黒の「資産査定の徹底ぶりはずっと変わっていない。ただ、当時は、決算にどう反映させるのかは関知したくない様子だった」という⁽²⁹⁾。

このあさひと東京三菱との違いについて、『週刊ダイヤモンド』は、あさひが大幅赤字になれば、政府が所有する優先株が無配になり、一九九九年に公的資金の注入を決めた柳澤金融担当大臣の責任も問われかねなかったのに対し、東京三菱は公的資金を返済済みで、その心配がなかったことを挙げている。しかも柳澤が、公的資金の注入を何としても回避しようとしていたため、現場がある程度のブレーキをかけるのはやむを得なかったとしている。³⁰つまり、目黒も、柳澤金融担当大臣の下では、「柳澤路線」を逸脱するほどの厳格さで銀行を追い詰めることは躊躇せざるを得なかったのである。

ところが、柳澤が更迭され、竹中が金融担当大臣になり、検査局は勢いづいた。二〇〇三年三月期には、目黒が担当したみずほをはじめ、他の大手行にも軒並み巨額の赤字を計上させた。そしてりそなへの公的資金注入によって、厳格な検査を主張する「竹中路線」が確立し、しかも厳格な検査の結果、公的資金の注入など何らかの対応が必要とされる場合、それが果断に実行されることが示された。そのため、これ以後、検査局主導で金融行政は進展することになる。

まず検査局は、問題行と目されてきた足利銀行を厳格に検査した。そして監督局が資産超過と認定して預金保険法一〇二条の第一号措置（資本注入）をとることを望んだのにもかかわらず、債務超過と認定して第三号措置（一時国有化）をとることを主張し、それを認めさせた。それから、検査局はUFJに対しても厳格な検査を行い、検査局主導で、三菱東京に経営統合されるまで追い込んだのである。さらに検査忌避問題では、竹中や伊藤が躊躇していたにもかかわらず、刑事告発を強硬に主張し、最終的には検査局の要求が通った。

このように検査局は、竹中金融相就任後、より強硬な姿勢をとって銀行を追い詰めていった。これは、強硬路線をとる竹中が、検査局の銀行に対する厳格な検査を支持し、その結果、資本注入や破綻処理が必要な場合には、そ

うした措置を果断にとることを、りそなへの公的資金の注入によって示したからである。それゆえ、もともと銀行に対して厳格な検査を行うことを「政策志向」としていた検査局のノンキャリア官僚たちは、厳格な検査を進めても、それは大臣の支持を受けており、自らの地位が脅かされることはないと確信できたため、堂々と厳格検査を進め、銀行を追い詰めていくことができたのである。

第五章 おわりに

以上、本稿では、二〇〇一年から二〇〇四年にかけての金融行政を検証し、柳澤金融担当大臣の時には、なかなか進まなかった不良債権の処理が、竹中の金融担当大臣就任以降、急速に進んだのはなぜか、その理由を説明しようとしてきた。本稿では、金融行政に関係する政治アクターが、自らを取り巻く制度環境の中で自らの地位の保全を最優先に行動していたと考えれば、事実関係と整合的な説明ができることを示した。

柳澤は、市場重視主義を標榜し、銀行への公的関与に強く反対していた。しかし、実質的に債務超過に陥っている銀行であっても、資金繰りさえつければ、そのことを隠蔽して経営を継続することが可能であった。金融市場ではそもそも市場メカニズムが機能していなかったのである。そこで竹中は、厳格な検査を進めるとともに、公的資金を注入して現在の経営陣を辞めさせるといふ脅しをかけることで、大手銀行を大規模増資に追い込み、不良債権処理の加速化に成功した。もともと竹中は、りそなや足利を除けば、公的資金を注入せずに金融システム不安を解決したのであり、結果的には、柳澤が主張していた「市場重視主義」に近い解決策がとられたとも言える。

けれども、政府が資本注入を通じて経営責任を追及するという脅しをかけなければ、大手銀行は不良債権の抜本処理に動くことはなかったと考えられる。竹中が公的資金の再注入を打ち出すことで、大手銀行の経営者たちは初

めて、不良債権を早期に処理しなければ自らの地位が危うくなるという危機感を抱き、自らの地位の保全のため、不良債権の抜本処理へと動いたのである。「柳澤路線」では、銀行の経営者は危機感を持たず、不良債権処理は漸進的にしかなされなかつたであろう。後に柳澤は、「私は金融機関を信用しすぎた面があつたかもしれないと思つ」と語っている⁽¹⁾。しかし柳澤は、初代金融再生委員長としての経験から、銀行経営者は信用できないとわかつていたはずである。柳澤は、自民党内での「政策通」としての地位を守るため、公的資金の注入を初めからタブー視していたがゆえに、銀行を追い込むことができなかつたのである。

一方、与党内に政治基盤を持たない竹中は、大臣の地位を守るために、大手銀行の不良債権残高を急減させるといふ、目に見える形での成果をあげなければならなかつた。しかし、竹中の意思がいかにも強くても、政策に関する知識と情報の多くを独占する官僚機構の意向にまかつた反する形で、大臣が政策を立案し、それを官僚に実施させることは、それほどたやすいことではない。そこで竹中は、官僚機構に代わつて情報を収集したり政策立案に協力したりする外部の人材を活用することにした。また、これまで政策を取り仕切つてきた監督局とは対照的に、銀行に厳しい姿勢をとるといふ点で、自らに近い政策志向を持つていた検査局を味方につけた。さらに、金融行政を管轄する金融庁においては、組織内での人事管理システムが十分に整備されてはおらず、人事への政治的介入が容易であつたため、大臣のリーダーシップが機能しやすい状況にあつた。竹中が金融行政を大きく転換させることに成功した背景には、このような理由があつたのである。

したがつて、他の省庁においても、大臣が政治的リーダーシップを発揮して官僚機構を操るには、現在、多くの官僚機構が事実上独占している官僚機構内での人事権を、本来の人事権者である大臣の手に取り戻すことや、官僚機構内に大臣と政策志向を共有する官僚集団、もしくは個人を発見して、彼らをうまく活用したり、官僚機構の外

部からブレーンとなる人材を登用したりすることが必要だと考えられる。そうすることで、官僚が情報を隠蔽したり、サボタージュを行ったりすることを封じ込めることができる。また、かりにそうしたことがなされても、それに対抗して情報を独自に入手したり、官僚の力を借りずに政策を立案したりすることが可能になるのである。³²⁾

このように竹中は、金融行政を大きく転換させて見事な成功を収めた。けれども、本稿で示したように、ルールを突然変更して銀行を追い込んだり、不透明な裁量的手段をとったりするなど、その手法に対しては、様々な批判を行うことが可能である。しかも、この竹中の手法は、現在にもつながる問題を生み出している。例えば、UFJ騒動の結果として、銀行はあらためて「金融庁に逆らえばつぶされる」という「お上意識」を植え付けられてしまったという。³³⁾ また、金融システム不安が解消されたと考えられている現在においても、金融庁は不透明な裁量行政を続けているとして、金融関係者の不満は高まっているともいう。³⁴⁾ つまり、金融システム不安の解消という短期的な観点からすれば、竹中の金融行政には大きな副作用があったと言わざるを得ないだろう。

より一般化して言うと、政治的基盤を持たないものの、政治的野心を持つ人物が大臣に政治任用された場合、その大臣は早期のうちに成果をあげようとして、あらゆる手段を用いようとするだろう。これは大きな政策転換や改革が必要とされる場合には望ましいことである。だが、そのような大臣は自らの地位の保全のため、短期的な観点から望ましい政策を判断したり、短期間で実現可能な政策のみを追求したりすることになるだろう。さらに目標実現のためには、個人的な裁量や透明性を欠いた手段を駆使することも厭わないであろう。その結果、長期的な観点からの政策判断がなされなくなったり、行政の中立性や透明性、継続性といったものが軽視されたりすることにも

なるであろう。よって、このような政治任用に際しては、こうした副作用を認めつつも、それでも当該政策領域においては急速な政策転換や改革が必要とされるのかどうかを十分に吟味しなければならない。

そこで本稿が対象とした金融行政について考えると、ある程度の副作用があっても、急速な政策転換が必要とされていた政策領域であったと解するのが適当であろう。当時、不良債権を抜本的に処理して金融システム不安を解消することは、日本経済にとって喫緊の課題だとみなされていた。しかも日本の政治は、一〇年以上にわたって金融問題を解決することができなかった。竹中がその難題を解決したことは評価すべきであり、その際にとられた手法には問題と思われるものがあるにしても、それはやむを得なかったと解すべきなのかもしれない。しかし、その結果生じた副作用を解消する努力が、現在では必要とされている。

【付記】 本稿は、日本行政学芸会（大東文化大学、二〇〇六年五月一三、一四日）の分科会B「小泉政権下における政策変容の政治経済学的分析」に提出した報告論文「小泉政権下における金融行政の政治学」を大幅に加筆修正したものである。なお、本稿では引用の際に、算用数字を漢数字に直し、人名の表記を統一した（「柳沢」は「柳澤」に直した）。

(1) 「金融機関・中小企業を追いつめる金融庁の横暴」『週刊ダイヤモンド』第九三巻二二号（二〇〇五年六月四日）、三四頁。

(2) 前掲「金融機関・中小企業を追いつめる金融庁の横暴」、三四頁。また二〇〇三年七月には、ノンキャリア官僚の木村耕三を、検査局のナンバー3で、現場の最終責任者である審査課長に登用した。これまで課長職はキャリアが独占しており、旧大蔵省時代を通じても金融関連連部局では異例の人事であったため、起用には金融庁内にも慎重論があったものの、竹中が押し切った。『朝日新聞』二〇〇三年七月二一日付夕刊、同九月七日付朝刊。

- (3) このことは、牧原出「小泉『大統領』が作り上げた新『霞が関』」『諸君』二〇〇五年二月号、一四〇—一四九頁、でも指摘されている。
- (4) 小野展克「竹中平蔵の戦争——金融再生に挑んだ730日」『PHP研究所』二〇〇五年、一二三頁。
- (5) 田岡良一「大津事件の再評価」『有斐閣』一九七六年。
- (6) 塩田潮「竹中平蔵の挑戦 政治を目指した学者の軌跡(上) 学界の閉鎖性が生んだ独自の道」『論座』二〇〇五年一月号、一〇五—一一五頁、同「竹中平蔵の挑戦 政治を目指した学者の軌跡(中) 政策の決定権を巡る霞が関との攻防戦」『論座』二〇〇五年二月号、一一—一二二頁。
- (7) 佐々木実「竹中平蔵 飯面の野望(後編)」『月刊現代』二〇〇六年二月号、九〇—一一六頁。
- (8) 『朝日新聞』二〇〇一年一月二四日付朝刊、同二月一日付朝刊。
- (9) 『朝日新聞』二〇〇三年二月二五日付朝刊、同二月八日付朝刊、同二月二〇日付朝刊。
- (10) 『日本経済新聞』二〇〇〇年二月二四日付朝刊、同二〇〇一年一月六日付朝刊。
- (11) 上川龍之進『経済政策の政治学——90年代経済危機をもたらした「制度配置」の解明』東洋経済新報社(二〇〇五年)。
- (12) 加藤淳子『税制改革と官僚制』東京大学出版会(一九九七年)、五七—六二頁。
- (13) 建林正彦「新しい制度論と日本官僚制研究」『日本政治学会編』『二〇世紀の政治学 年報政治学一九九九年』岩波書店(一九九九年)、八六—八七頁。
- (14) 塩田潮『大蔵省vs.アメリカ——仕組まれた円ドル戦争』講談社(一九九四年)、三八七—三九〇頁。
- (15) かつて吉野の下で予算編成に携わった後輩の一人は、「吉野さんは、一言でいえば信念の人です。現役時代、予算折衝などで政治家連中から要求を突きつけられても、納得できないことには断固、ノーと言いつつ続けた。相手が権力者であっても一歩も引かなかった。そこが後輩たちから尊敬を集めるのでしょ」と語っている。塩田潮『大蔵事務次官の闘い——斎藤時代・迷走の701日』東洋経済新報社(一九九五年)、一五二頁。
- (16) ピーター・ハーチャー(大前研一監修・平野誠一訳)『聖域の終わり——大蔵省の大罪』徳間書店(一九九七年)、五四頁。

- (17) 上川龍之進、前掲『経済政策の政治学』。
- (18) なお竹中は、二〇〇二年に検査局長の五味廣文を監督局長に、二〇〇四年には五味を金融庁長官に、検査局長の佐藤隆文を監督局長に就任させる人事を行っている。このように検査局長経験者を監督局長、金融庁長官に昇進させるというキャリア・パスを確立することで、銀行への厳格な検査を進める検査局の意向が庁内で通りやすくなることを竹中は狙ったのだと考えられる。実際に『週刊ダイヤモンド』は、検査局が厳格な検査を進めた背景として、「共に検査局長を経ており、検査のよき理解者であり、監督の押さえもきく」五味と佐藤の存在も無視できないとしている。前掲「金融機関・中小企業を追いつめる金融庁の横暴」、三四頁。
- (19) このことをもう少し具体的に説明しよう。この当時、不良債権処理の加速化を求める世論・マスメディアの声が大きくなっており、銀行への検査を厳格化しない金融庁は、問題を先送りしているとして、その評判は著しく低下していた。そのため、短期的な観点からすると、不良債権の抜本処理に踏み出した方が、組織の評判を高めることになると考えられる。また長期的な観点からしても、抜本的な処理を進めない結果、不良債権問題をますます悪化させ、将来、金融危機を招いてしまうことになれば、金融庁はそれまでの不作為の責任を問われることになるため、早いうちに抜本処理に乗り出した方がよいと考えられる。官僚組織が組織の名誉の最大化を最優先に行動するという想定は、戸矢哲朗（青木昌彦監訳・戸矢理衣奈訳）『金融ビッグバンの政治経済学——金融と公共政策策定における制度変化』東洋経済新報社（二〇〇三年）、による。
- (20) 前掲「金融機関・中小企業を追いつめる金融庁の横暴」、三四—三五頁。
- (21) ダウンズは、官僚の動機を九項目に整理している。ここでは、その中でも、権力、威信、仕事の熟練に対する自負心、公共の利益に奉仕したいという希望などが、検査官の動機になっていると考えている。ダウンズの官僚の動機の類型化については、伊藤光利・田中愛治・真淵勝『政治過程論』有斐閣（二〇〇〇年）、二五—二五三頁、を参照。
- (22) 前掲「金融機関・中小企業を追いつめる金融庁の横暴」、三四頁。
- (23) 前掲「金融機関・中小企業を追いつめる金融庁の横暴」、三四頁。
- (24) 西野智彦『検証 金融迷走——なぜ危機が続くのか』岩波書店（二〇〇一年）、一三五—一三六頁。
- (25) 前掲「金融機関・中小企業を追いつめる金融庁の横暴」、三三頁。

- (26) 『日本経済新聞』二〇〇一年六月二二日付朝刊。
- (27) 前掲「金融機関・中小企業を追いつめる金融庁の横暴」、三三二頁。
- (28) 前掲「金融機関・中小企業を追いつめる金融庁の横暴」、三三二頁。
- (29) 前掲「金融機関・中小企業を追いつめる金融庁の横暴」、三三一―三三三頁。
- (30) 前掲「金融機関・中小企業を追いつめる金融庁の横暴」、三三二頁。
- (31) 塩田潮「竹中平蔵の挑戦 政治を指摘した学者の軌跡(下) 自らを実験台に進む政界改革の行く末」『論座』二〇〇六年一月号、一三二頁。
- (32) もちろん当たり前前のことではあるが、大臣が政治的リーダーシップを発揮しさえすれば、国民にとって好ましい政策が常年实现されるというわけではない。大臣が推進する政策が国民にとって好ましくない政策の場合、大臣の政治的リーダーシップは当然、悪い方向に作用する。
- (33) 前掲「金融機関・中小企業を追いつめる金融庁の横暴」、三四頁。
- (34) 前掲「金融機関・中小企業を追いつめる金融庁の横暴」、二八一―四二頁。